

松山市長 野 志 克 仁

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

記

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 62 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第 3 条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）（同令第 8 条（同令第 50 条、第 55 条、第 61 条、第 70 条、第 85 条及び第 88 条において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第 4 条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

以下同じ。)の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 障害福祉サービス事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 障害福祉サービス事業者は、非常災害が発生した場合に当該事業所において職員及び利用者が当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。